



KPMG Japan Tax Newsletter

02 August 2021



スイスとの租税条約 改正議定書の署名

I. 主な改正点.....	2
1. 事業所得（第7条）.....	2
2. 特殊関連企業（第9条）.....	2
3. 配当（第10条）.....	2
4. 利子（第11条）.....	2
5. 給与所得（第15条）.....	3
6. 役員報酬（第16条）.....	3
7. 相互協議（第25条）.....	3
8. 条約の濫用の防止（条約の議定書1）.....	4
II. 効力発生.....	4

2021年7月16日、日本国政府とスイス連邦政府との間で「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書」（改正議定書）の署名が行われました。改正議定書は、1971年に発効（2011年に一部改正が発効）した現行の租税条約の一部を改正するものです。

なお、日本及びスイスの両政府はBEPS防止措置実施条約^(*)に署名していますが、いずれの政府も現行条約をBEPS防止措置実施条約の対象租税協定として選択していません。したがって、BEPS防止措置実施条約は現行条約及び改正議定書のいずれにも適用されませんが、改正議定書の一部の条項は、BEPS防止措置実施条約に沿ったものとなっています。

^(*) 正式名称は「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting）

このニュースレターでは、改正議定書によるスイスとの租税条約の主な改正点と効力発生についてご紹介いたします。

I. 主な改正点

1. 事業所得（第7条）

改正後の第7条は、外国法人・非居住者の支店等（恒久的施設）に帰属する事業利得に対する課税について、本支店間の内部取引を認識し、独立企業原則を適用して恒久的施設に帰属する利得を計算することを規定しています。これは、OECDモデル租税条約第7条（事業利得）（恒久的施設に帰属する利得の算定方法としてOECD承認アプローチを採用した規定）と同様の規定です。

2. 特殊関連企業（第9条）

対応的調整に関する規定が、BEPS防止措置実施条約第17条に沿った規定に改正されます。現行条約では、対応的調整は両締約国の権限のある当局による協議のうえで合意に基づき行われることとされていますが、改正後は両締約国の権限のある当局は必要があるときに相互に協議することとされます。

3. 配当（第10条）

配当に係る源泉地国における課税の限度税率が以下のように見直されます。

限度税率	受益者	
	改正前	改正後
0%	<ul style="list-style-type: none"> 配当支払法人の持分^(*)の50%以上を直接又は間接に6ヵ月以上所有する法人 年金基金又は年金計画 	<ul style="list-style-type: none"> 配当支払法人の持分^(*)の10%以上を直接又は間接に365日以上所有する法人 年金基金又は年金計画
5%	配当支払法人の持分 ^(*) の10%以上を直接又は間接に6ヵ月以上所有する法人	
10%	上記以外	上記以外

^(*) 持分とは、配当支払法人が日本法人である場合には議決権、配当支払法人がスイス法人である場合には発行済株式又は議決権をいいます。

4. 利子（第11条）

利子に係る源泉地国における課税の限度税率が以下のように見直されます。

限度税率	受益者	
	改正前	改正後
0%	<ul style="list-style-type: none"> 政府、地方公共団体、中央銀行等 銀行、保険会社、証券会社 年金基金又は年金計画 等 	全て
10%	上記以外	

ただし、利益連動型の利子（債務者若しくはその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流入、債務者若しくはその関係者の有する資産の価値の変動若しくは債務者若しくはその関係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金を基礎として算定される利子又はこれに類する利子）については、10%を限度として、源泉地国において課税することができることとされます。

5. 給与所得（第15条）

短期滞在者免税の適用要件のひとつである滞在期間が合計183日を超えない期間であるかどうかの判定が、以下のように暦年単位での判定から継続する12カ月間での判定に改正されます。

改正前	改正後
その報酬の受領者がその年を通じて合計183日を超えない期間その他方の締約国内に滞在していること	その報酬の受領者がその年において開始し、又は終了するいずれの12カ月の期間においても、合計183日を超えない期間その他方の締約国内に滞在していること

6. 役員報酬（第16条）

役員報酬に関する日本語の条項が、以下のように改正されます。

改正前	改正後
一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員として取得する報酬に対しては、その他方の締約国において租税を課することができる。	一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員として取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、その他方の締約国において租税を課することができる。

「役員」の定義はスイスとの租税条約に定めがないため、日本においては国内法に従い、取締役、執行役、監査役等が含まれることとされていましたが、改正後の条約のもとでは、この条項の適用は「取締役会又はこれに類する機関の構成員」に限定されることとなります。

7. 相互協議（第25条）

現行条約にも相互協議条項はありますが、納税者は自己が居住者である締約国の権限のある当局に対してのみ、相互協議の申立てをすることが認められています。改正議定書では、BEPS防止措置実施条約第16条と同様に、相互協議の申立てを両国のいずれかの権限のある当局に対して行うことができることとなります。

また、第25条に5～12が挿入され、仲裁規定が新たに設けられます。これにより、一方又は双方の締約国の措置により、ある者がこの条約の規定に適合しない課

税を受けた事案について、その者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、3年以内に両締約国の権限のある当局がその事案を解決するための合意に達することができない場合には、その事案は、その申立者からの要請に基づき、仲裁を通じて解決されることとなります。

8. 条約の濫用の防止（条約の議定書1）

現行条約の議定書1には、条約の濫用の防止規定のひとつである主要目的テストが設けられていますが、この規定がBEPS防止措置実施条約第7条に沿った規定に改正されます。

II. 効力発生

改正議定書は、両国それぞれの国内手続（日本においては国会の承認）を経た後、外交上の経路を通じて、その国内手続の完了を確認する通告を相互に行い、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生じ、次のものについて適用されることとなります。

日本	課税年度に基づいて課される租税	改正議定書が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度の租税
	課税年度に基づかないで課される租税	改正議定書が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に課される租税
スイス	源泉徴収される租税	改正議定書が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に支払われ、又は貸記される額
	その他の租税	改正議定書が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度

上記にかかわらず、この改正議定書により改正される相互協議手続規定（第25条1）及び仲裁手続規定（第25条5～12）は、以下のように適用されることとなります。

相互協議手続規定	対象となる租税が課される日又はその課税年度にかかわらず、改正議定書が効力を生ずる日から適用される。
仲裁手続規定	改正議定書が効力を生ずる日から次のものについて適用される。 <ul style="list-style-type: none"> 改正議定書が効力を生ずる日において、両締約国の権限のある当局による検討が行われている事案（その事案の未解決の事項は、改正議定書が効力を生ずる日の後3年を経過するまでは、仲裁に付託されない。） 改正議定書が効力を生ずる日の後に両締約国の権限のある当局による検討が行われる事案

KPMG税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.